

愛知県病床機能再編支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現のため、病院又は診療所であって療養病床（同法第7条第2項第4号に規定する「療養病床」をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する「一般病床」をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域医療構想の実現を推進することを目的として、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、予算の範囲内において、病床機能再編支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することとし、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(交付の対象となる者)

第2条 平成30年度病床機能報告において、2018（平成30）年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者であること。

(交付の要件)

第3条 次の全てを満たすこと。なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は交付の対象とはならない。

① 病床機能再編計画について、各構想区域の地域医療構想推進委員会（同法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び愛知県医療審議会の意見を踏まえ、愛知県知事（以下「知事」という。）が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。

② 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること

(交付金額の算定方法)

第4条 ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床あたり下記の表の額を支給する。

なお、病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

また、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機能報告時の対象 3 区分の稼働病床数又は令和 2 年 4 月 1 日時点の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ないほうを基準とすること。

病床稼働率	削減した場合の 1 床あたり単価
50%未満	1, 140 千円
50%以上 60%未満	1, 368 千円
60%以上 70%未満	1, 596 千円
70%以上 80%未満	1, 824 千円
80%以上 90%未満	2, 052 千円
90%以上	2, 280 千円

② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1 床あたり、2,280 千円を交付する。

③ 上記①及び②の算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数、過去に本事業の支給対象となった病床数、同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合にその融通した病床数を除く。

(交付申請)

第 5 条 交付金の申請期間は、知事が別に定める期間までとする。

2 交付金の交付を受けようとする医療機関は、次に掲げる書類等を添えて、知事へ申請するものとする。

① 病床機能再編支援交付金交付申請書兼請求書

② 病床機能再編計画（2027 年 3 月 31 日までのものに限る。）

③ 病床稼働率算出の根拠となる平成 30 年度病床機能報告の写し又は令和元年度病床機能報告の写し等

④ 過年度に申請した病床機能再編支援交付金交付申請書兼請求書の写し（過年度に「病床機能再編支援交付金」により支給を受けている場合に限る。）

⑤ 病床融通に関する概要（地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第 30 条の 4 第 10 項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。）

(交付決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請を受理したときは、速やかに、各構想区域の地域医療構想推進委員会の議論の内容及び愛知県医療審議会の意見を踏まえた上で、審査を行い、支給の申請を受けた病床機能再編計画が地域医療構想を実現するために必要な取組であるかの判断を行った上で、その適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付)

第7条 知事は、前条の規定により交付金の交付を決定した場合、当該医療機関に対し交付金を交付する。

(交付金の返還)

第8条 知事は、交付金の交付を受けた開設者又は開設者であった者が以下の①から③に定める事項のいずれかに該当する場合、交付を行った交付金の全額又は一部の返還を求める。

① 病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合

② 交付金の交付を受けた日から2027年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合。(ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。)

③ 申請内容を偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたと認める場合。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年10月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。